

総務委員会資料

令和3年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第1号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（総務企画局に関する部分）

資料1 川崎市公共施設マネジメント推進委員会の設置について（案）

資料2 新旧対照表

令和3年2月10日
総務企画局

現在の「資産マネジメント第2期取組期間の実施方針」の取組期間は平成26年度～令和3年度とされており、**令和3年度は、令和3年4月に公表を予定している「資産マネジメント第3期取組期間の実施方針（以下、「第3期実施方針」という。）の方向性」に基づき、第3期実施方針を策定予定。**

これまでの外部意見聴取の取組

- 平成27年度から「**川崎市資産改革検討懇談会**」（以下、「懇談会」という。）**を設置**し、資産マネジメント事業推進に関し、有識者から個別意見聴取
- 令和2年度については、**第3期実施方針の方向性、施設白書等について意見を聴取**（令和2年7月に第1回、令和3年1月に第2回懇談会実施）
【令和2年度 懇談会委員】
 - ・李 祥準 関東学院大学 建築・環境学部 准教授（ファシリティマネジメント等） ・稲生 信男 早稲田大学 社会科学総合学院 教授（自治体経営等）
 - ・木村 俊介 明治大学 専門職大学院 ガバナンス研究科 教授（地方行財政等） ・山口 美紀 株式会社緒方不動産鑑定事務所 不動産鑑定士※稲生委員と木村委員は、「川崎市の財政に関する研究会」委員

新型コロナウイルス感染症拡大への対応や、第3期実施方針に基づく取組期間（令和4年度から10年間）においては、**令和12年度に本市人口がピークを迎え、その後は減少過程に移行**することなど、**本市はこれまでにない状況に直面**

附属機関として「川崎市公共施設マネジメント推進委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、専門的知見を有する学識経験者や本市公共施設に関わる市民に、公共施設マネジメントに関する取組を調査審議していただき、こうした状況への的確な対応を図る。

（委員会の委員構成について）

- 学識経験者（5名）
 - ・**ファシリティマネジメント、都市経営及び不動産鑑定等の専門的知見及び本市の状況に対する深い理解が必要不可欠**と考えられることから、**懇談会委員を委員会委員として委嘱**する。
 - ・**公共施設マネジメントは事業と密接に関連**するものであり、事業見直しの観点から、**行財政改革に関する専門的知見を有する学識経験者を委員会委員として委嘱**する（本市「行財政改革推進委員会」の委員を予定）。
- 市民（2名）
 - ・**本市公共施設利用者の観点**から、公共施設マネジメントに関する取組を調査審議していただく。
 - ・**公募を行い、選考**により委員会委員として委嘱する。

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号 別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号 別表第 1 (第 2 条～第 5 条関係) 市長の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
(略)					(略)				
川崎市政策 評価審査委 員会	総合的な計画における重要 な政策等の評価に関して調 査審議すること。	9 人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 市民	3 年	川崎市政策 評価審査委 員会	総合的な計画における重要 な政策等の評価に関して調 査審議すること。	9 人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 市民	3 年
川崎市公共 施設マネジ メント推進 委員会	公共施設の総合的かつ計画的 な配置、維持管理、更新及び 利活用に関する方針の策定、 当該方針に基づく取組その他 公共施設の総合的かつ計画的 な配置、維持管理、更新及び 利活用の推進のために必要な 事項に関して調査審議するこ と。	7 人 以内	(1) 学識経験 者 (2) 市民	2 年	<新設>				
川崎市総務 企画局指定 管理者選定 評価委員会	総務企画局が所管する公の 施設における指定管理者制 度の導入の適否並びに指定 管理者の選定及び評価に関 して調査審議すること。	8 人 以内	学識経験者	2 年	川崎市総務 企画局指定 管理者選定 評価委員会	総務企画局が所管する公の 施設における指定管理者制 度の導入の適否並びに指定 管理者の選定及び評価に関 して調査審議すること。	8 人 以内	学識経験者	2 年
(略)					(略)				

改正後					改正前				
川崎市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送の必要性、安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置並びに旅客から収受する対価に関して調査審議すること。	15人以内	(1) 関係団体の役職員 (2) 市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年	川崎市福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送の必要性、安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置並びに旅客から収受する対価に関して調査審議すること。	15人以内	(1) 関係団体の役職員 (2) 市民 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市職員	2年
川崎市高齢者外出支援乗車事業利用管理システム等構築事業者選定委員会	高齢者外出支援乗車事業に係る利用管理システム等の構築を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱 さ れ、 又は 任命 され た日 から 令和 4年 3月 31日 まで	<新設>				
(略)					(略)				
別表第2 (第2条～第5条関係) (略)					別表第2 (第2条～第5条関係) (略)				